

全国各地において新型コロナウイルスの感染が広がっております。会員の皆さまにおかれましては、より一層の感染防止行動を図っていただきますようお願いいたします。

さて、当法人で導入しております「全鍼協・安心補償プラン」につきまして、新型コロナウイルスの感染を踏まえて想定される事故例をご案内いたします。

<はり師・きゅう師・あん摩・マッサージ指圧師賠償責任保険>

加入者（被保険者）に法律上の賠償責任が生じる場合に、賠償責任保険の補償対象となります。

・想定される事故例

加入者（被保険者）が新型肺炎に罹患、あるいはその恐れがあったにも関わらず、医療機関の受診または自宅待機等の対策を怠ったことにより、施設を訪れた第三者に新型肺炎を感染させた。

・注意点

本人が罹患を認識していないケース（潜伏期間中の事故など）や感染源の立証が困難なケースなど、加入者に法律上の賠償責任が生じない可能性があります。事故発生時に、個別に法的責任の有無を判断する必要があります。

<団体総合生活補償保険、GLTD>

①加入者（被保険者）本人の治療費等

団体総合生活補償保険の疾病補償特約が付帯されているプランにご加入の場合、補償対象となります。

・想定される事故例

加入者（被保険者）が新型肺炎に罹患し、入院・手術等の治療を行った。

②加入者（被保険者）の休業補償

オプションの休業補償プラン、長期休業補償プランにご加入の場合、補償の対象となります。

・想定される事故例

加入者（被保険者）が新型肺炎に罹患により就業不能となり、所得が減少した。

・注意点

加入者（被保険者）の罹患、医師による診断が必要です。「家族が罹患したことにより、経過観察のため隔離や自宅待機した」等は補償の対象となりません。

③施設（治療院）の休業補償

新型肺炎が発生した場合、もしくは新型コロナウイルスに汚染された疑いがあり、保健所その他の行政機関からの指導により消毒その他の処置を行ったことにより、営業が休止または阻害されたことにより生じた施設（治療院）の損失については補償できません。

詳細および不明点につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

<代理店・扱者>

エル・クリエート株式会社 クリエート保険

〒260-0021

千葉県千葉市中央区新宿1丁目5-8-3B

TEL：043-248-0621 FAX：043-246-7926